

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百十条において準用する同令第九十一条第二項の規定により、次の者に対し平成二十四年八月二十七日広島県議会議員正木篤解職請求代表者証明書を交付した。

平成二十四年八月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

住 所	氏 名
広島県広島市安佐北区落合南一丁目一七番三号	梅田千秋
広島県広島市安佐北区口田南一丁目一〇番二―四号	前表良明
広島県広島市安佐北区可部三丁目一八番七号	辻英明
広島県広島市安佐北区三入東一丁目二八番一八号	石田卓司
広島県広島市安佐北区大林町二四三二番地一	尺司守夫
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原九一一番地	平野昭久
広島県広島市安佐北区安佐町大字小河内六一一九番地	安福孝昭
広島県広島市安佐北区安佐町大字くすの木台三七番地一九	山口讓治
広島県広島市安佐北区口田南五丁目二番一五号	越智兼光